

照明施設設置基準

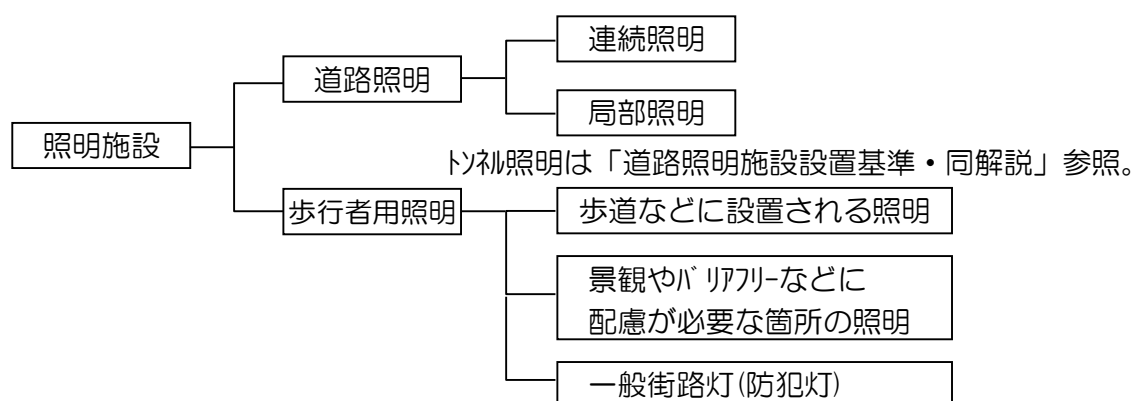
神戸市建設局道路部工務課

〔平成30年3月〕

〔令和2年1月一部改訂〕

1. 適用範囲

当該基準は、神戸市内の道路において、照明施設を設置する場合に適用するものであり、「道路構造令」、「道路照明施設設置基準・同解説」(社団法人 日本道路協会)に基づきこれを定める。これらの基準に定めのない事項については、「改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」および「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(国土交通省)などに準拠するものとする。



ここで、

- ・連続照明：道路のある区間において、原則、一定間隔に配置された、その区間全体の照明。
- ・局部照明：道路において、必要な箇所に局部的に配置された照明。

- ・歩道などに設置される照明：

歩行者通行量、周辺の光環境、防犯性および地域特性を考慮して歩道や緑道に設置された照明。

- ・景観やバリアフリーなどに配慮が必要な箇所の照明

市街地や駅前で景観へ配慮して設置されるデザイン柱などによる場合や、バリアフリーへの配慮が必要な場合について、歩道の通行量、周辺環境などを配慮したうえで設置された照明。

- ・一般街路灯（防犯灯）

通学路や住宅地の生活道路およびその周辺で、防犯性を重視して設置された照明。

2. 道路照明灯

(1)連続照明

現況交通量 25,000 台/日以上在市街地において、原則として連続照明とする。ただし、交通量 25,000 台/日未満の市街地部の道路においても、夜間の交通事故発生状況などにより必要と認められる場合や、計画交通量 25,000 台/日以上の場合は連続照明とすることができる。

1)平均路面輝度(cd/m²)

0.7 cd/m² を標準とする。交通量の少ない場合は 0.5 cd/m² とする(平均照度で 10 lx または 7 lx。)。

2)点消灯方式

原則、タイムスイッチ(マイコン式またはソーラータイマー式)による調光式とする。

(2)局部照明

1)原則設置する箇所

- ① 交通信号機の設置されている交差点・横断歩道部
- ② 夜間交通事故の多発地点
- ③ 長大橋梁(L = 50m以上)

2)必要に応じて設置する箇所

- ① 交差点・横断歩道部
- ② 見通しの悪い屈曲部
- ③ 道路の幅員線形又は勾配が急激に変化する箇所
- ④ 踏切・橋梁・トンネル部
- ⑤ その他照明を必要とする特別な状況にある箇所

(注)橋梁及びトンネル部については、道路線形・勾配等によっては連続照明とするが、交通安全施設との補完性、利用頻度あるいは経済性などを考慮して、設置の要、不要を検討する。

3)平均照度(lx)

3)-1 交差点部

	標準	交通量少 周辺環境 暗
平均路面照度	20 lx 程度	10 lx 程度
照度均斉度	0.4 程度	0.4 程度

3)-2 横断歩道部（歩行者の背景を照明する方式）

a) 平均路面照度（連続照明のない場合）

横断歩道の前後それぞれ 35 m の範囲を対象に 20 lx 程度。交通量が少ない場合、10 lx 以上を確保することが望ましい。

b) 平均路面照度（連続照明のある場合）

横断歩道の前後それぞれ 35 m の範囲を連続照明区間より明るくすることが望ましい。

3)-3 横断歩道（歩行者自身を照明する方式）

横断歩道中心線上 1 m の高さにおいて、鉛直面の平均照度を 20 lx 程度。交通量が少ない場合 10 lx 以上を確保することが望ましい。

3)-4 点滅方式

原則、関西電力㈱の自動点滅器によるものとする。

3. 歩行者用照明

(1)平均照度(lx)

水平面平均照度で 5 lx 以上、路面の照度均斉度で 0.2 以上を標準とする。なお、当該路面の照度および均斉度が道路照明などによって確保される場合、歩道などの照明を設置しなくてもよい。

なお、商業地域における駅前広場や駅に接続する周辺道路の歩道については、水平面平均照度で 10 lx 以上が望ましい。

(2)設置位置

誘導性を考慮し等間隔で連続的に設置することが望ましい。

(3)点滅方式

原則、関西電力(株)の自動点滅器によるものとする。

4. 一般街路灯(防犯灯)

(1)照明性能

LED灯(換算容量10~20VA程度)を標準とする(これまでの蛍光灯32W相当)。

(2)設置位置

①概ね20m間隔で設置し、街路灯から次の街路灯が見通せる場所に設置する。ここで、細街路の交差点部、見通しの悪い屈曲部などには原則設置する。

また、現場条件などにより、概ね20m間隔で設置できない場合は、上記換算容量に限らず、照度分布などを検討のうえ、LED灯具の選定を行うこと。特に眩しさ対策は十分に検討をすること。

②幹線道路や補助幹線道路において、歩道に街路樹がある場合は、歩道にも街路灯を設置する。このとき街路灯の位置は、街路樹の反対側や街路樹を結んだ直線上より前に出すなど街路樹対策を行うこと。また、歩道幅員や周辺の土地状況により、これによりがたい場合は、別途協議するものとする。

③緑道における場合でも、上記に準じ、街路樹対策を行うこととする。

(3)点滅方式

原則、関西電力(株)の自動点滅器によるものとする。

(4)その他

地域、現場特性(農作物への影響、設置位置の制約など)を勘案する必要がある場合は、LED灯具に限らず、適切な灯具の選定を行うこと。

平均照度を参考に記載をする。

照明の効果	平均水平面照度	道路中心線上および道路鉛直面照度の最小値
4.0 m 先の歩行者の概要（目・鼻・口の位置）が識別できる	5 lx 以上	1 lx 以上

日本防犯設備協会「防犯照明の照度基準」のクラス A 相当。

5. 照明用器材

照明施設に使用する灯具などは、「道路・トンネル照明機材仕様書(平成 27 年度版 建設電気技術協会)」「神戸市標準構造図集(土木一般工事)」などによる。

6. その他の注意事項

- (1) 一般街路灯以外の独立柱は、貼り紙防止対策として「貼り紙防止シート又は貼り紙防止塗装」を施すものとする。
- (2) 照明施設管理者用プレートまたはシールは、地上面より 2 m 程度の高さで、歩行者(故障通報者)が十分視認できる位置に設置すること。
- (3) 独立柱を使用する場合は、柱の根腐れ防止と地際の防食対策を施すこと。
- (4) 建設局に移管する予定の照明施設は、照明施設の設置場所、灯種、構造などについて、文書によりその協議を行わなければならない。その事務手続きについては、「照明施設の引継ぎについて」(神戸市建設局道路部工務課)によるものとする。
- (5) 照明施設の設置協議の経過措置について
 - ① 令和 2 年 4 月 1 日から始まる照明施設の設置協議については、本基準を適用する。
 - ② なお、令和 2 年 3 月末日までに設置協議を始めているもので、令和 4 年 3 月末日までに、設置協議を締結するものについては、旧基準「平成 30 年 3 月」を適用できるものとする。